

選挙運動用自動車使用契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

（使用目的）

第1条 本契約は、公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用することを目的とする。

（使用車種及び登録番号）

第2条 使用する選挙運動用自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

（1）車 種

（2）登録番号

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由が生じた日までとする。

（契約金額）

第4条 選挙運動用自動車の使用料は、1日あたり金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

（使用目的）

第1条 甲は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

（使用車種及び登録番号）

第2条 選挙運動用自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

（1）車 種

（2）登録番号

（賃貸借期間）

第3条 選挙運動用自動車の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由が生じた日までとする。

（賃貸借料）

第4条 選挙運動用自動車の賃貸借料は、1日あたり金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（使用上の義務等）

第5条 甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

（請求及び支払）

第6条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第7条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

（燃料供給期間）

第1条 選挙運動用自動車の燃料供給期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由が生じた日までとする。

（燃料供給場所）

第2条 選挙運動用自動車の燃料供給を受ける場所は、次のとおりとする。

所在地

名 称

（燃料供給を受ける自動車の車種及び登録番号）

第3条 燃料供給を受ける自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

（1）車 種

（2）登録番号

（契約金額）

第4条 選挙運動のために使用する自動車の燃料供給に係る契約金額は、単価1リットルあたり 円（うち消費税及び地方消費税を含む。）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者
住 所
氏 名

乙 住 所
名 称
代表者

選挙運動用自動車運転契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

（業務内容）

第1条 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

（契約期間）

第2条 選挙運動のために使用する自動車の運転に係る契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、投票を行わないこととなった時は、その事由が生じた日までとする。

（車種及び登録番号）

第3条 選挙運動のために使用する自動車の車種及び登録番号は次のとおりとする。

（1）車 種

（2）登録番号

（契約金額）

第4条 選挙運動のために使用する自動車の運転に係る契約金額は、1日あたり金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（請求及び支払）

第5条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第6条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

（作成枚数）

第1条 選挙運動用ビラの作成枚数は次のとおりとする。

作成枚数 枚

（契約金額）

第2条 選挙運動のために使用する選挙運動用ビラの作成に係る契約金額は、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（単価 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）× 枚）

（請求及び支払）

第3条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第4条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

□□選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と◇◇◇◇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

（作成枚数）

第1条 選挙運動用ポスターの作成枚数は次のとおりとする。

作成枚数 枚

（契約金額）

第2条 選挙運動のために使用する選挙運動用ポスターの作成に係る契約金額は、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（単価 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）× 枚）

（請求及び支払）

第3条 本契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙第93条の規程により桑折町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、桑折町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき桑折町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が桑折町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により桑折町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

（その他）

第4条 本契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 □□選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者